

# 大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定概要

## 1. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国から示された基本指針に基づき、5年間の計画期間における 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 です。（子ども・子育て支援新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

現行計画の計画期間が令和元年度（2019年度）で終了することから、令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の第二期計画を策定 する必要があります。

■計画への記載事項（第一期計画時点のものであり、第二期では変更の可能性があります）

※国の第二期計画策定の基本指針が令和元年6月に改正予定

### 【必須記載事項】

- ① 教育・保育提供区域 の設定
- ② 各年度における 区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその 実施時期
- ③ 各年度における 区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の 確保の内容 及びその 実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 【任意記載事項】

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 2. 計画の見直し・追加検討について

子ども・子育て支援事業計画（第二期）においては、第一期策定時の考え方を前提とし、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。

主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### 子育て安心プラン

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施することとされた。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われた。

### 放課後児童クラブの受け皿拡大

「新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日策定）」により、放課後児童クラブについて、令和元年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和 5 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することとされた。また、全ての小学校区で、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万箇所以上で実施すること、新規開設する教室については約 80%を小学校内で実施することが求められている。

### 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされた。その後、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」にて、具体的内容が示された。

幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が令和元年 5 月 10 日に成立したことにより、令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての子ども及び、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化全面実施予定。

## **企業主導型保育事業**

「子ども・子育て支援法の一部改正法（平成 28 年 4 月 1 日施行）」により、待機児童解消加速化プラン（平成 25 年 4 月策定）から上乘せされた 10 万人分の受け皿（40 万人⇒50 万人）の内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置によって対応することが求められている。

従来の事業所内保育は市区町村の認可が必要であり、定員の 3 割は地域枠として設ける必要があるなど、設置のハードルが高かったが、それらの規定はない。企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能。

## **広域調整の促進による待機児童の解消**

「子ども・子育て支援法一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）」により、保育の広域利用を可能とし、都道府県に対して、広域での待機児童の解消に努めることが求められている。市区町村間で利用者を広域調整するため、都道府県が協議会を設置できると規定されており、協議会には関係する市区町村や保育事業者が参加し、都道府県がまとめ役となり、一部の市区町村が不利にならないように配慮しながら広域での待機児童解消をめざす。

## **平成 28 年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正**

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の必要の措置を講ずる。

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～令和元年度)
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など。
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
令和元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
令和2年度	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(第2期)スタート(～令和6年度)

### 3. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要

#### 調査目的

「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るための計画である「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握するため調査を実施します。

#### 調査対象

- ◇大和郡山市在住の就学前児童の保護者 1,500人
- ◇大和郡山市在住の小学生児童の保護者 1,500人

※前回（平成25年度）の回収状況

対象	配布数（件）	有効回収数（件）	回収率（％）
就学前児童保護者	1,500	713	47.5%
小学生保護者	1,500	754	50.2%

#### 調査方法

郵送配布・郵送回収による郵送調査法

#### 調査設計

国の指針や施策の動向に基づくとともに、本市独自の設問を加えています。

本市独自の設問については、平成25年度に実施した第一期計画のニーズ調査に盛り込んだ設問を今回も加えることにより、第一期計画の検証及び経年比較を行います。また、国標準の設問では把握できない事項・本市の実情などについて把握し、今後の大和郡山市にふさわしい事業計画の策定及び施策を検討する際に活かしていきます。